資料⑥

令和８年１２月以降の委員会審査・調査における委員間討議について（正副委員長案）

〇委員間討議の対象となる委員会：質疑を行う全ての委員会（互選、資料要求、運営協議等は除く）
〇委員間討議を実施する場合は、以下の実施要領案のとおり行うことを基本とするが、委員会で協議の上、実施方法を柔軟に変更することは可能とする。

（実施要領案）

（１）実施方法

・全ての質疑が終了した後に、委員間討議のテーマが示された場合に限り実施する。
・理事者には退席いただく。
・委員会討議の模様はインターネットで配信する。

（２）討議の目的

・奈良市議会基本条例第 23 条第１項に規定するとおり、議会の機能を発揮するため、議員間の積極的な討議により、市政の課題の論点及び争点を明らかにする。

（３）委員間討議のテーマの選定方法

・閉会中、会期中ともに、委員間討議を希望する委員は、委員会の開会日の２開庁日前の正午を目途に、テーマの要旨を委員長及び事務局に提出する。
・上記に加え、委員会当日に行われる報告案件や当日の質疑内容等についても委員間討議のテーマとすることは可能とする。
・複数の委員より複数のテーマが提案された場合、協議の上、順番にそのテーマを取り扱い、委員間討議を行う。

（４）所要時間

・おおむね４０分

（５）討議における留意事項（ルール）

・お互いの意見を尊重しつつ、建設的な議論を行うこと。
・相手を詰問・追及するような発言は控えること。

（６）委員長報告

・委員間討議の内容については委員長報告に含めない。